

レンタルキッチン・レンタルスペース利用規約

株式会社壁工望（以下「当社」といいます。）が運営するレンタルスペース及びレンタルキッチンそれに付随する設備（これらを以下「本件施設」といいます。）をご利用して頂くにあたり、次の通り利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（利用規約の適用等）

本規約は、本件施設を利用する個人または法人（以下「利用者様」といいます。）に適用されます。利用者様は、本規約に従い、本件施設を利用するものとします。

2 本件施設の内容及び利用代金は、**別添の付帯規則**にて定めるとおりとします。

第2条（利用申込みとお支払いの手続き）

本件施設の利用を希望される方は、あらかじめ本規約に同意のうえ、**当社が指定する利用申込フォーム**に、本件施設の利用希望日時・期間・利用内容その他の事項をご記入し、当社に提出することにより利用の申込みをして下さい。当社は当該申込みに対する承諾または非承諾に関する通知を、書面、FAXまたは電子メール等の電磁的方法で通知いたします。

2 本件施設の利用の際、当社からのお食事お飲み物のご提供を希望される場合は、前項の利用申込みの際に、当社にその旨もお知らせ下さい。

3 本条第1項に定める承諾の通知をした時点で、本件施設の利用にかかる予約が成立します。

4 当社は、利用者様が本件施設の利用を申込みされた際に、必要に応じて、利用者様と本件施設のご利用内容に関し協議・相談を求めることがあり、利用者様はその求めに応じるものとします。

5 当社は、利用者様が本件施設の利用を申込みされた際に、以下の各号に定める書類の提出を求めることがあり、利用者様はその求めに応じるものとします。

(1) 個人として申込みをする場合

- ・ 代表者及び本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し
- ・ その他、当社から別途提出の指示がある書類

(2) 法人として申込みをする場合

- ・ 商業登記簿謄本及び印鑑登録証明書
- ・ 代表者及び本件施設を実際に利用する個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）の写し
- ・ その他、当社から別途提出の指示がある書類

6 本件施設のご利用日時には、準備及び後片付け・清掃の時間が含まれるものとします。なお、利用者様のご都合によりご利用日時を超過された場合は、別途追加料金を頂戴します。ただし、他の利用者様のご利用日等との関係で、ご利用の超過に応じられない場合もありますので、ご了承下さい。

7 本件施設の利用料金は、当社指定のタイミング（ご利用の予約が成立したとき、実際にご利用されたとき等）に、クレジットカード、銀行振込、現金もしくは当社が別途指定する決済手段を利用してお支払い下さい。なお、クレジットカードにおける決済手数料、銀行振込における振込手数料、決済代行会社に支払う決済手数料等、お支払いに係る費用は別途ご負担して頂きます。

第3条（キャンセル）

利用者様が本件施設利用の予約成立後に自己都合でキャンセルされる場合は、キャンセル扱いとします。

2 当社にお支払い頂くキャンセル料金は、以下のとおりとします。なお、クレジットカードにおける決済後のキャンセル・減額変更にかかる手数料、または銀行振込における返金時の振込手数料は別途ご負担して頂きます。

(1) **レンタルスペースおよびレンタル工房**

利用希望日前日及び当日のキャンセル：利用料金の100%

(2) **レンタルキッチン**

利用希望日の7日前から当日のキャンセル：利用料金の100%

第4条（ご利用の制限）

利用者様が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は本件施設の予約取り消しまたは利用のお断りをする場合があります。この場合であって、第3条第2項各号に定める時期が到来している場合、当社は利用者様に対しキャンセル料を請求できるものとします。なお、本項に定める予約取り消しまたは利用のお断りにより利用者様がこうむった損害については、当社は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

- (1) 本規約に違反した場合。
 - (2) 本件施設の利用を申込み際当社に通知した内容が事実と異なる場合。
 - (3) ご相談頂いたご利用内容と実際のご利用内容とが異なる場合。
 - (4) 本件施設に係る利用権の譲渡・転貸をした場合。
 - (5) 本件施設を損傷・汚損した場合、またはそのおそれがある場合。
 - (6) 利用目的が非合法なもの、公序良俗に反するもの、または反社会的なものである場合、またはそれらのおそれがあると当社が判断した場合。
 - (7) 関係官公庁より利用の中止命令が出た場合。
- 2 前項に記載する場合の他、当社は利用者様に対し、以下の各号に定める行為を禁止します。
- (1) 当社に承諾を得ていない営業、販売、寄付募集等の行為。
 - (2) 当社の承諾を得ずに危険物（火薬、油脂、薬品、毒性ガス、劇薬、ガスボンベ等）を持ち込む行為。
 - (3) 当社の承諾を得ずに異臭がする物、腐敗物、腐食物等を持ち込む行為。
 - (4) 当社の承諾を得ずに食器、調理器具を持ち込む行為。
 - (5) 当社の承諾を得ずにペット、家畜等の動物を持ち込む行為。
 - (6) 当社の承諾を得ずに本件施設の厨房設備または付属の調理器具以外で火気を使用する行為。
 - (7) 麻薬等の薬物を使用または持ち込む行為。
 - (8) 本件施設に落書き・いたずら等をする行為。
 - (9) 電気・ガス・水道・インターネット通信回線を過剰に使用する行為。
 - (10) 喫煙する行為。
 - (11) 騒音または大音響を発する行為。ただし周囲に音が漏れない程度の音響を発する行為は除きます。
 - (12) 当社が本件施設に設置・保管している備品・商品を無断で持ち出す行為。
 - (13) 他の利用者様に配慮のない行為。
- 3 利用者様が本条第1項に定める項目に該当する場合により、または利用者様による本条第2項に定める行為により、当社が損害を被った場合、損害賠償をして頂きます。

第5条（責務、遵守事項）

利用者様は、本件施設のご利用にあたっては、善良なる管理者の注意をもって、防災などに万全を期して下さい。また、本件施設ご利用の際に持ち込まれた食材・物品の管理、盗難・事故防止等は、利用者様が責任を持って行って下さい。

2 顧客、他の利用者様及び当社の従業員・スタッフに対する迷惑行為はご遠慮下さい。苦情等が出た場合、またそのおそれがある場合は、即時、本件施設のご利用を中止させて頂く場合がございます。

3 本件施設のご利用に際し、利用者様及び当該利用者様が本件施設に持ち込まれた食材・物品に起因する、当社及び第三者に対する損害については、全て当該利用者様に賠償して頂きます。

4 本件施設利用終了後は、後片付け・清掃も含め、本件施設利用前の状態でお返し下さい。使用後に清掃を必要とする場合は、別途清掃料を頂く場合がございます。

5 本件施設利用の際に出たゴミに関しては、原則、当社側で処分いたします。ただし、特殊なゴミが出る場合は、その処分方法につき、別途利用者様とご相談させて頂きます。特殊なゴミを当社側で処分する場合は、当該処分にかかる費用をお支払い頂く場合がございます。

6 本件施設利用において、本件施設にない必要品については、原則、利用者様側で手配して下さい。

7 利用者様が本件施設を損傷、汚損等した場合、当社が算定した修理費・復旧費をお支払い頂きます。

第6条（遺失物等の取扱い）

利用者様が本件施設の利用に際して遺失物、放置物等を生じさせた場合は、原則として、利用者様各自の自己責任とし、当社は責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由があった場合は、10万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます）として賠償します。

2 忘れ物・放置物については、原則として1週間保管した後に処分させていただきます。

第7条（プライバシーポリシー）

当社は、本件施設の利用許諾を通じて知り得た利用者様の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令、及び当社が別途定める個人情報保護方針に基づき、正確かつ安全に取り扱うものとします。

第8条（権利義務の譲渡等の禁止）

当社及び利用者様は、相手方の書面による事前承諾なしに本規約に基づく本件施設の利用に対する一切の権利義務を、第三者に譲渡し、担保の目的に供し、または再委託してはならないものとします。

第9条（免責）

当社は、利用者様の本件施設ご利用に伴う事故、盗難、破損その他のトラブルや第三者に対する損害について、当社側に故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。

2 天災地変、感染症、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない事由による本規約に基づく債務の履行の遅滞または不能が生じた場合は、当該当事者はその責を負わないものとします。

3 本規約または本規約と一体をなすその他の規定等が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本規約及びその他の本規約と一体をなす規定等のうち、当社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。

第10条（損害賠償）

本件施設の利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として、利用者様の自己責任とし、当社は責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由があった場合（当社に故意又は重大な過失があった場合を除く）は、10万円を限度として賠償します。

2 本件施設の利用に際して、利用者様が自己の責に帰すべき事由により受けた損害については、当社は一切損害賠償の責を負いません。

3 本件施設の利用に際して、利用者様の責に帰すべき事由により当社または第三者が損害をこうむった場合、利用者様は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

4 本件施設の利用に際して、利用者様に発生した怪我・病気・事故等（死亡等重大事故は除く）については、原則として、利用者様の自己責任とし、当社は責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由があった場合は、原則として15万円を限度（当社に故意または重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。

第11条（本規約の変更）

当社は、以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。

(1) 本規約の変更が、利用者様の一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の2週間前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を本件施設内及び当社のウェブサイトにて掲示します。

3 変更後の本規約の効力発生日以降に利用者様が本件施設を予約または利用したときは、利用者様は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第12条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本規約の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。当社ならびに利用者様は、当該無効または執行不能と判断された条項またはその一部の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるよう努めるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。

2 本規約のいずれかの条項またはその一部が、ある利用者様との関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、他の利用者様との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第13条（合意管轄等）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

飲食店営業及び販売利用に関する特約（第14条～第18条）
レンタルスペース管理・運営者（当社）側の飲食店営業許可を使うケース
（利用者様側に飲食店営業許可を取得していることを求めないケース）に対応する特約

第14条（飲食店営業及び販売利用）

利用者様が本件施設を飲食店営業及び販売に利用する場合、当社は本件施設における飲食店営業（以下「本件営業」といいます。）を利用者様に委託し、利用者様はこれを受託するものとします。

2 当社及び利用者様は、本件営業の内容について、事前に別途協議のうえ決定するものとします。

3 利用者様が本件施設を飲食店営業に利用する場合、利用者様が食品衛生責任者を所得している場合に限ります。

4 利用者様は当社が定める衛生マニュアルの実施およびHACCPの実施を行うものとします。

第15条（表明、保証）

当社は利用者様に対し、本件施設における飲食店営業許可（許可番号：3令豊保衛第151-37号）を受けていることを表明し、保証します。

当社は利用者様に対し、本件施設における菓子製造業許可（許可番号：3令豊保衛第161-22号）を受けていることを表明し、保証します。

第16条（書類の提出）

当社は、利用者様が本件施設の利用を申込まれた際に、第2条第5項に定める書類に加えて、「利用者様が本件施設において飲食店営業を行う為に必要となる、食品衛生責任者終了証書の写し」の提出を求め、利用者様はその求めに応じるものとします。

2 利用者様が本件施設を利用する場合、契約時もしくは利用開始日時前日までに検便検査結果の書類の提出を求め、利用者はその求めに応じるものとします。

3 利用者様が本件施設を利用して販売する場合、利用販売する日時を前日までに書類にて提出を求め、利用者はその求めに応じるものとします。

第17条（管理責任、損益の帰属）

本件営業の管理責任は、本件施設において飲食店営業許可を受けている当社にあり、利用者様は本件営業を実施する場合、以下の各号に定める事項を当社に通知し、承諾を得ておくものとします。

(1) 本件営業の内容

(2) 本件営業に従事する者のリスト

(3) 食材搬入先のリスト

(4) **HACCPの実施**、報告（データもしくは書類にて）

2 利用者様が実施した本件営業の損益は、利用者様に帰属するものとします。

第18条（損害賠償等）

利用者様が本件営業を実施するにあたり、第三者（顧客を含みます）が損害を被った場合において、その損害の賠償に利用者様が負うべき責任及び本規約不履行により利用者様が負うべき責任を、以下の各号に定めます。

- (1) 利用者様の故意又は過失により第三者（顧客を含みます）が被った損害について、当社が損害賠償を行った場合には、当社は利用者様に対し、特段の事情がない限り、当該第三者（顧客を含む）に支払った損害賠償額について求償することができるものとします。
- (2) 利用者様は、当社に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として当社に支払うものとします。

第19条（再委託の禁止）

利用者様は、名義の如何を問わず本件営業の再委託を含め、本規約に基づく業務の実施を第三者に再委託し、あるいは第三者と共同名義による営業をしてはならないものとします。ただし、当社の承諾を得た場合はこの限りではありません。

飲食店営業及び販売利用に関する特約（第20条～第23条） レンタルスペース利用者様側の飲食店営業許可を使うケース （当社側の飲食店業許可を使わないケース）に対応する特約

第20条（飲食店営業及び販売利用）

利用者様は、本件施設において飲食店営業及び販売（以下「本件営業」といいます。）を実施する際は、利用者様が本件施設において飲食店営業許可及び菓子製造業許可を取得することを条件とします。

- 2 当社及び利用者様は、本件営業の内容について、事前に別途協議のうえ決定するものとします。
- 3 利用者様は当社が定める衛生マニュアルの実施およびHACCPの実施を行うものとします。

第21条（書類の提出）

当社は、利用者様が本件施設の利用を申込まれた際に、第2条第5項に定める書類に加えて、「利用者様が本件施設において飲食店営業を行う為に必要となる、飲食店営業許可証の写し」の提出を求め、利用者様はその求めに応じるものとします。

- 2 利用者様が本件施設を利用する場合、契約時もしくは利用開始日時前日までに検便検査結果の書類の提出を求め、利用者はその求めに応じるものとします。

第22条（管理責任、損益の帰属）

本件営業の管理責任は、本件施設において飲食店営業許可を受けている利用者にあり、当社は故意または重大な過失がない限り一切の責任を負わないものとします。

- 2 利用者様が実施した本件営業の損益は、利用者様に帰属するものとします。
- 3 利用者様は**HACCPを実施**し、その結果を当社に報告（データもしくは書類）するものとします。

第23条（再委託の禁止）

利用者様は、名義の如何を問わず本件営業の再委託を含め、本規約に基づく業務の実施を第三者に再委託し、あるいは第三者と共同名義による営業をしてはならないものとします。ただし、当社の承諾を得た場合はこの限りではありません。

【付則】

2021	年	12	月	1	日	制定
2022	年	1	月	11	日	改定
2022	年	2	月	20	日	改定
2024	年	2	月	1	日	改定

付帯規則

【本件施設】

① 当社は当社が運営する下記の本件施設を、利用者様に利用して頂きます。

記

本件施設名称：Matley Fare
所在地：豊田市久岡町2丁目16番地7、2丁目16番地8
営業時間：6時00分～24時00分
休業日：毎週日曜日（応相談）
設備：コールドテーブル（冷凍・冷蔵）、製氷機、スタンドミキサー
ガスオーブン、ガスオーブンレンジ、IHコンロ
各調理機器
空調設備、各種工具

② 利用者様が当社に支払う①の本件施設の使用料は以下の通りになります。

A. レンタルスペース管理・運営者（当社）側の飲食店営業許可を使うケース

（利用者様側に飲食店営業許可を取得していることを求めないケース）

レンタルキッチン6：00～24：00/食品衛生責任者取得者、又はそれに準ずる資格者に限ります。

*ご利用コース

*ショート（月使用回数1～3日、随時の方にオススメ）

契約料無し

登録料 2,500円/初回のみ（1年間有効）（ラベル表記使用料を含む）

レンタル料1,200円/H 6：00～24：00（水道、ガス、電気代共）

*ロング（月使用回数4日～以上の方にオススメ）

契約料15,000円/年間

登録料 2,500円/初回のみ（1年間有効）（ラベル表記使用料を含む）

レンタル料 早朝800円/H（6：00～9：00）

日中1,000円/H（9：00～20：00）

夜間800円/H（20：00～24：00）

（水道、ガス、電気代共）

（1）利用者様は**HACCPを実施**し、その結果を当社に報告（データもしくは書類）するものとします。当社にて書面をご用意することもできます。

HACCPはウェブサイトにてアプリをダウンロードしていただきそれに沿って実施していただきます。実施データは書類もしくはデータにて当社に提出していただきます。

B. レンタルスペース利用者様側の飲食店営業許可を使うケース
(当社側の飲食店営業許可を使わないケース)

レンタルキッチン 6:00~24:00/食品衛生責任者取得者、またはそれに準ずる資格者に限ります。
(賃貸コース)

*期間 1か月~1年未満

契約料 30,000円/年間

(飲食店許可、菓子製造業許可いずれかの一つ)

登録料 2,500円/初回のみ

レンタル料 65,000円/月 6:00~24:00 (水道、ガス、電気代別途請求)

(2) 利用者様はHACCPを実施し、その結果(データもしくは書類)を保存していただくことをお勧めします。

HACCPはウェブサイトにてアプリをダウンロードすることができます。

当社にて書面をご用意することもできます。

2. レンタルLABO 10:00~20:00

*500円/H (道具持ち込み可能)

各種工具貸出料 3,500円/回 (保険料共)

3. レンタルスペース 10:00~20:00

*250円/H (2時間以上) ワークショップ、各教室、飲食接待スペース

③ ただし、利用者様が本件施設を利用して営業行為・商業行為をされる場合は、別途ご相談ください。

④ 本件施設における電気・ガス・水道・インターネット通信回線の使用料は、無償とします。

⑤ 本件施設レンタルキッチンのご利用にあたって申込みの際に検便検査結果をご提出してください。(6ヶ月ごとに検便検査結果の提出をお願いします。)

4. 申し込みに関して

1. レンタルキッチン

① レンタルキッチン利用申込はレンタルキッチン利用申込フォームに必要事項を記入していただき捺印後、契約料を添えて提出いただきます。*年間更新

② 契約期間中はウェブサイトの予約サイト (RESERVA) にて日付、時間帯をご予約いただけます。ご予約には登録番号が必要になります。

2. レンタルスペース・レンタルキッチン・レンタルLABO

WEBの予約フォーム (RESERVA) にて日付、時間帯をご予約いただけます。

予約サイト <https://reserva.be/matleyfare>

MatleyFare HP <https://www.matleyfare.com/>

MatleyFareレンタルキッチン利用申込フォーム（登録及び契約書）（ショート・ロング）

(利用者) 屋号または氏名: _____

住所: 〒 _____

連絡先: 電話 (携帯) _____

FAX _____

e-mail _____

※「レンタルキッチン・レンタルスペース利用規約」に同意の上、
レンタルキッチンの利用を申込みます。

申込みにあたっては、本利用申込フォームに必要事項を記入のうえ貴社に提出します。
また、貴社の求めに応じ、必要書類をあわせて提出します。

1. 申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2. 申込内容

レンタルキッチン登録番号	
ご利用コース	<input type="checkbox"/> ショート <input type="checkbox"/> ロング
利用内容	
食品衛生責任者の有無 その他の資格	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし (<input type="checkbox"/> 確認) その他資格:
持込みを希望するもの (例: ガスバーナー)	
提出書類	<input type="checkbox"/> 検便検査結果

(利用者御本人確認)

⑩

*有効期限: 本契約書は申込日より1年間有効

*本契約締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙相互に各1通を保有する。

更新日	年	月	日
更新日	年	月	日

当社 株式会社 壁工望
代表取締役 宇津野督之

⑩

本件施設 MatleyFare
施設担当者 宇津野敦子

⑩